

八戸市農業委員会 10月総会議事録

日時：令和元年10月9日（水）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中15名

1番 三浦 豊 出	2番 籠田 悦子 出	3番 木村 武美 欠	4番 馬場 豊 出
5番 ー	6番 内沢 豊 出	7番 谷地 秀典 出	8番 村上 正憲 出
9番 西野 茂雄 出	10番 明戸 政勝 出	11番 山内 光興 欠	12番 加藤 浩幸 出
13番 松橋 剛志 出	14番 寺沢 和則 出	15番 赤坂 英夫 出	16番 阿達 福壽 出
17番 狛守 文宏 出	18番 長根 昭男 出	19番 中村 正記 欠	

農地利用最適化推進委員 22名中19名

1番 木村 弁一 出	2番 坂下 彌一 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 澤向 敏一 出	6番 清川 新一 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 欠	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 荒川 喜一郎 出	15番 高橋 勝男 出	16番 高橋 政典 出
17番 金谷 由松 出	18番 坂 文雄 出	19番 松倉 賢六 欠	20番 上明戸 桂 欠
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、
技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、木村武美農業委員、山内光興農業委員、中村正記農業委員、齋藤正人推進委員、松倉賢六推進委員、上明戸桂推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

台風 19 号が向かっているようですが、八戸市には影響のないように大きな声で台風を吹き飛ばす勢いで、憲章を行いましょう。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆さん、本日は大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。9月は暑いくらいの好天に恵まれ、稲刈りも順調に進んだことと思っております。あまりにもお天気が良くて、いつ天気が崩れるのかなと心配しておりましたが、大型の台風 19 号が向かっているということです。大きな被害をもたらすことのないよう、通り過ぎてくれればと思っております。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、6番 内沢 豊 委員、7番 谷地 秀典 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 47 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

山田委員

山田から報告します。去る 9 月 30 日、松橋農業委員と市庁別館 7 階会議室 B において、資料 1 ページ、番号 32 番と 33 番を調査してまいりましたので報告します。

番号 32 番と 33 番は渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が取得するという案件ですので、一括して報告します。

この案件は、親から兄妹それぞれに相続した土地について、高齢により管理が難しくなったため、長男に戻すという案件です。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 32 番、33 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は兄妹です。いずれも、態様別は贈与で、申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農の

ためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、大豆です。受人は65歳以上ですが、市内に住む娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、トラック、コンバインを各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

金谷委員

金谷から報告いたします。去る9月30日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Bにおきまして、資料1ページ番号34番を調査してまいりましたので報告いたします。

この案件は、渡人の夫が親から相続した土地について、夫が亡くなり、妻が相続したものの、管理ができないため、実家に戻すという案件です。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条34番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は親戚です。態様別は贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離ですが、申請地は受人の自宅と隣接しています。耕作道はありませんが、受人の所有する宅地を通り、道路へ通じています。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、トラックを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第48号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

長根委員

長根から報告いたします。去る9月30日、松橋委員と別館7階会議室Bにおきまして、資料3ページ番号18番を調査してまいりましたので報告いたします。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条18番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年11月1日から令和元年11月25日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財は古馬屋遺跡内ですが届出済みです。被害防除措置として、申請地周囲にネットフェンス

を設置します。立地条件は、八戸市立鮫中学校から南東側約 600mに位置し、宅地・原野・雑種地・農地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

会長

次に、日程第4、報告第45号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の9月分でございます。

資料の5ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料5ページ番号74番から資料7ページ番号81番までの計

8件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、ございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第5、日程第6

会長

次に、日程第5、報告第46号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第6、報告第47号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の9月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の9ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条31番

番号31番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

4条32番

番号32番、転用目的は駐車場でございます。

4条33番

番号33番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

のとおりでございます。

5条 149番～151番

番号 149番、番号 150番、番号 151番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 152番

番号 152番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 153番

番号 153番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 154番

番号 154番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 155番、156番

番号 155番、番号 156番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 157番

番号 157番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 158番

番号 158番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 159番、160番

番号 159番、番号 160番、転用目的は駐車場でございます。

次ページを御覧願います。

5条 161番、162番

番号 161番、番号 162番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 163番

番号 163番、転用目的は敷地拡張（駐車場）でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

（閉会 午後1時48分）